

佐賀県有料広告提案公募要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県の資産を広告媒体としてより一層活用していくため、民間企業等から新たな広告媒体に係る提案を受けることに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県の資産への広告提案の募集は、県の資産を新たな広告媒体として掘り起こすことにより、県の新たな財源を確保し、県民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県の資産 県が所有権その他の権利を有し、又は有することとなる財産、物品その他の物件をいう。
- (2) 広告媒体 県の資産のうち広告募集を行うものをいう。
- (3) 広告提案 民間企業等が県に対し新たな広告媒体に係る提案をすることをいう。
- (4) 所管課等 県の資産の管理、保管、取得、実施等を所管する所属をいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第4条 県の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告提案を受ける県の資産の範囲)

第5条 広告提案は県の資産すべてを対象に受け付けるものとする。

(広告提案の条件)

第6条 広告提案は、県の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ県の資産の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

- 2 提案を行う広告媒体は、原則、提案者自ら広告主となること又は広告代理を行うことを前提とするものとする。このため、広告提案にあたっては、佐賀県有料広告掲載基準の第2条（広告主として規制する業種又は事業者）及び第3条（広告内容の一般基準）等に留意しなければならない。
- 3 広告提案に要する経費は、提案者の負担とし、提出物は返却しない。
- 4 採用した提案に係る権利は、原則、県に帰属する。

(広告提案の方法)

第7条 広告提案は、別紙広告企画提案書に広告掲載を希望する県の資産、広告の規格、広告の掲載位置及び広告料の希望額その他必要事項を記入し、関係書類を添付のうえ資産活用課長に提出する方法により行うものとする。

- 2 同一の提案が複数提出されたときは、原則、先着順で受け付ける。また、同一の提案が同日中に複数提出された場合はくじにより受付順序を決定する。この場合、同一性の判断は県が行う。
- 3 資産活用課長は、前項により広告提案を受け付けたときは、広告掲載の希望があった県の資産の所管課等の長に対して当該提案内容の審査を依頼するものとする。

(広告媒体審査会)

第8条 提案内容を審査するため、広告媒体審査会を設置する。

- 2 広告媒体審査会は、広告掲載の希望があった県の資産の所管課等の長及び所管課等の長が指名する関係課の職員3名以上をもって構成し、前項に定める事由が生じた場合に開催する。
- 3 所管課等の長は、必要があると認めるときは、広告媒体審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 広告媒体審査会は、新たな広告媒体としての実現可能性や広告料の妥当性等について審査を行うものとする。
- 5 広告媒体審査会は、広告の提案内容の一部が適当と認められない場合、実施にあたっての条件を付すことができる。
- 6 提案内容が法令等に照らして明らかに実現できないもの又は不適当なものについては、広告媒体審査会を開かないことがある。

(広告事業の決定)

第9条 所管課等の長は、広告媒体審査会の審査結果を踏まえ、提案のあった広告媒体を活用した広告事業の実施の可否について決定する。

- 2 所管課等の長は、当該広告事業の実施の可否にかかわらず、決定した内容について提案者に通知するものとする。

(関係規定の整備)

第10条 所管課等の長は、実施決定した広告事業の開始にあたり、実施要領の制定その他必要な規定の整備を行う。なお、広告事業の内容決定にあたって、県が必要と認める場合には、提案内容を変更することができる。

- 2 前項で整備する規定は、佐賀県有料広告掲載要綱及び佐賀県有料広告掲載基準の規定に準拠したものとする。

(提案者の優先的取扱い)

第 11 条 実施決定した広告事業の広告主又は広告代理店の募集は公募により行うことを原則とする。ただし、実施決定した広告事業の提案者（提案内容に県が変更加えた場合は、県が相当と認めた者に限る。）については、初回に限り広告主又は広告代理店として優先的な取扱いをすることができる。

2 前項の取扱いに係る具体的内容については、所管課等の長が広告媒体の特性等を考慮して定めるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、県の資産への広告提案に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 5 月 2 日から施行する。